


介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成26年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設サービス
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (6,707 単位)		-146単位						
		要介護2 (11,182 単位)		-243単位						
		要介護3 (17,900 単位)		-389単位						
		要介護4 (22,375 単位)		-486単位						
		要介護5 (26,850 単位)		-583単位						
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (9,323 単位)	×98/100	-202単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上ター ミナルケアを 行った場合 +2,000単 位
		要介護2 (13,999 単位)		-304単位						
		要介護3 (20,838 単位)		-452単位						
		要介護4 (25,454 単位)		-553単位						
		要介護5 (30,623 単位)		-665単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)			要介護1 (6,707 単位)		-146単位					
			要介護2 (11,182 単位)		-243単位					
			要介護3 (17,900 単位)		-389単位					
			要介護4 (22,375 単位)		-486単位					
			要介護5 (26,850 単位)		-583単位					
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)										
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ 算定可能 (1回につき +600単位)										
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)									
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)									

特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,006単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 383単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 583単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 785単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,775単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		
: 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

3 認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (583 単位)	×70/100	×70/100	×63/100							
			要介護2 (652 単位)										
			要介護3 (712 単位)										
			要介護4 (773 単位)										
			要介護5 (832 単位)										
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (910 単位)										
			要介護2 (1,007 単位)										
			要介護3 (1,104 単位)										
			要介護4 (1,201 単位)										
			要介護5 (1,299 単位)										
		(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (1,036 単位)										
			要介護2 (1,148 単位)										
			要介護3 (1,261 単位)										
			要介護4 (1,374 単位)										
			要介護5 (1,486 単位)										
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (536 単位)	×70/100	×70/100	×63/100		1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき-94単位
			要介護2 (590 単位)										
			要介護3 (643 単位)										
			要介護4 (697 単位)										
			要介護5 (751 単位)										
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (818 単位)										
			要介護2 (905 単位)										
			要介護3 (992 単位)										
			要介護4 (1,079 単位)										
(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (930 単位)												
	要介護2 (1,030 単位)												
	要介護3 (1,131 単位)												
	要介護4 (1,232 単位)												
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (270 単位)	×63/100		×63/100								
		要介護2 (280 単位)											
		要介護3 (289 単位)											
		要介護4 (299 単位)											
		要介護5 (309 単位)											
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (439 単位)											
		要介護2 (454 単位)											
		要介護3 (470 単位)											
		要介護4 (486 単位)											
		要介護5 (502 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)											
		要介護2 (524 単位)											
		要介護3 (542 単位)											
		要介護4 (560 単位)											
		要介護5 (579 単位)											
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	注 過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要介護1 (11,505 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
	要介護2 (16,432 単位)				
	要介護3 (23,439 単位)				
	要介護4 (25,766 単位)				
	要介護5 (28,305 単位)				
ロ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)				
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)			
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)			
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)			
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)			
ホ 事業開始時支援加算	(1月につき 500単位を加算)				
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)			
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×42/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +(1)の90/100)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(1)の80/100)			

： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間ケア加算(Ⅰ)	注 夜間ケア加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算				
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (805 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位			1日につき +120単位			
		要介護2 (843 単位)										
		要介護3 (868 単位)										
		要介護4 (886 単位)										
		要介護5 (904 単位)										
	(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (792 単位)										
		要介護2 (830 単位)										
		要介護3 (855 単位)										
		要介護4 (872 単位)										
		要介護5 (890 単位)										
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)※	(1)短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (835 単位)										
		要介護2 (873 単位)										
		要介護3 (899 単位)										
		要介護4 (916 単位)										
		要介護5 (934 単位)										
	(2)短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (822 単位)										
		要介護2 (860 単位)										
		要介護3 (886 単位)										
		要介護4 (903 単位)										
		要介護5 (920 単位)										
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)											
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)											
ニ 医療連携体制加算	(1日につき 39単位を加算)											
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)										
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +(1)の90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(1)の80/100)										

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 夜間看護体制加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (562 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +10単位
	要介護2 (631 単位)				
	要介護3 (703 単位)				
	要介護4 (771 単位)				
	要介護5 (842 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (562 単位)	×70/100			1日につき +10単位
	要介護2 (631 単位)				
	要介護3 (703 単位)				
	要介護4 (771 単位)				
	要介護5 (842 単位)				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			活動を行う職員の数に勤務条件が異なる場合	入居者の数が入居定員を超過する場合	介護・看護職員2名以上を常駐させる場合	常勤の3名以上を常駐させる場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜間職員配置加算	車ユニットケア加算	個別機材訓練加算	近年性認知症入所者受入加算	専任の高齢医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算			
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	表介護1 (880 単位)																	
		表介護2 (860 単位)																	
		表介護3 (723 単位)																	
		表介護4 (793 単位)																	
		表介護5 (682 単位)																	
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	表介護1 (833 単位)									+41単位	+5単位							
		表介護2 (792 単位)																	
		表介護3 (774 単位)																	
		表介護4 (643 単位)																	
		表介護5 (811 単位)																	
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	表介護1 (628 単位)																	
		表介護2 (694 単位)																	
		表介護3 (766 単位)							+12単位	+23単位									
		表介護4 (835 単位)																	
		表介護5 (692 単位)																	
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) <ユニット型個室>	表介護1 (682 単位)																	
		表介護2 (733 単位)																	
		表介護3 (806 単位)																	
		表介護4 (876 単位)																	
		表介護5 (946 単位)																	
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) <ユニット型準個室>	表介護1 (682 単位)					×97/100												
		表介護2 (733 単位)																	
		表介護3 (806 単位)																	
		表介護4 (876 単位)																	
		表介護5 (946 単位)																	
ハ 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費	(一) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	表介護1 (742 単位)																	
		表介護2 (808 単位)																	
		表介護3 (879 単位)																	
		表介護4 (946 単位)																	
		表介護5 (1,012 単位)																	
		(二) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	表介護1 (793 単位)	×97/100	×70/100	×70/100													
			表介護2 (897 単位)																
			表介護3 (929 単位)																
			表介護4 (994 単位)																
			表介護5 (1,059 単位)																
	(三) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	表介護1 (784 単位)																	
		表介護2 (849 単位)																	
		表介護3 (918 単位)																	
		表介護4 (984 単位)																	
		表介護5 (1,048 単位)																	
	(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) <従来型個室>	表介護1 (742 単位)																	
		表介護2・3 (848 単位)																	
		表介護4・5 (978 単位)																	
		表介護1 (793 単位)																	
		表介護2・3 (899 単位)																	
		表介護4・5 (1,026 単位)																	
		(三) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) <多床室(平成24年4月1日後に新設)>	表介護1 (784 単位)																
			表介護2・3 (889 単位)																
			表介護4・5 (1,016 単位)																
			表介護1 (812 単位)																
表介護2・3 (919 単位)																			
ニ ユニット型介護老人福祉施設における経過の地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	表介護1 (812 単位)																	
		表介護2 (878 単位)																	
		表介護3 (950 単位)																	
		表介護4 (1,017 単位)																	
		表介護5 (1,083 単位)																	
	(2) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき)	表介護1 (812 単位)																	
		表介護2 (878 単位)																	
		表介護3 (950 単位)																	
		表介護4 (1,017 単位)																	
		表介護5 (1,083 単位)																	
(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	表介護1 (812 単位)																		
	表介護2・3 (919 単位)																		
	表介護4・5 (1,049 単位)																		
	表介護1 (812 単位)																		
	表介護2・3 (919 単位)																		
(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき)	表介護1 (812 単位)																		
	表介護2・3 (919 単位)																		
	表介護4・5 (1,049 単位)																		
	表介護1 (812 単位)																		
	表介護2・3 (919 単位)																		

注 身体拘束未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
ス 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
キ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)	
ク 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ジ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×25/1000)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十(1)の90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十(1)の80/100)	

8 複合型サービス

基本部分		注		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)
イ 複合型サービス費 (1月につき)	要介護1 (13,341 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-925単位	-30単位
	要介護2 (18,268 単位)				-925単位	-30単位
	要介護3 (25,274 単位)				-925単位	-30単位
	要介護4 (28,531 単位)				-1,850単位	-60単位
	要介護5 (32,141 単位)				-2,914単位	-95単位
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)						
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位を加算)						
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)						
ヘ 緊急時訪問看護加算 (1月につき 540単位を加算)						
ト 特別管理加算	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)					
チ ターミナルケア加算 (1月につき 2,000単位を加算)				注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)			注 所定単位は、イからイまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)×90/100)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)×80/100)					

： 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注			
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護通所介護を行う場合	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (518 単位)	×70/100	×70/100	×63/100								
			要支援2 (574 単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (787 単位)											
			要支援2 (878 単位)											
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (896 単位)											9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位
			要支援2 (1,001 単位)											
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (468 単位)			×63/100								
			要支援2 (519 単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (707 単位)											
			要支援2 (790 単位)											
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (805 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
			要支援2 (899 単位)											
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (261 単位)	×63/100											
		要支援2 (265 単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (407 単位)												
		要支援2 (430 単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (469 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位										
		要支援2 (496 単位)												
ハ サービス提供者体制強化加算	(1) サービス提供者体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)													
	(2) サービス提供者体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)													
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×29/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)													

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要支援1 (4,498 単位) 要支援2 (8,047 単位)	×70/100	×70/100	×90/100 ×70/100
ロ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)			
ハ 事業開始時支援加算	(1月につき 500単位を加算)			
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計		

： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (801 単位) (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (831 単位) (2) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (818 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)					
ニ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))					
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計				

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。